

平成24年（行ウ）第117号 発電所運転停止命令義務付け請求事件

原告 134名

被告 国

参加人 関西電力株式会社

被告第29準備書面

令和元年6月24日

大阪地方裁判所第2民事部合議2係 御中

被告訴訟代理人

竹野下 喜 彦 

被告指定代理人

坂 本 康 博 

檜 野 一 穂 

益 子 元 暢 

細 川 全 

加 藤 友 見 

藤 田 圭 祐 

水 野 健 太 

河 村 肇 

## 目 次

第1 設置許可基準規則における設計基準対象施設の地盤に係る規制の内容及び合理性（設置許可基準規則3条）	3
1 設置許可基準規則における地盤に係る規制の内容	3
(1) 設置許可基準規則3条1項の「支持」について	3
(2) 設置許可基準規則3条2項の「変形」について	5
(3) 設置許可基準規則3条3項の「変位が生ずるおそれがない地盤」について	6
2 設置許可基準規則等における地盤に係る規制内容は合理的であること	12
第2 参加人の地盤に係る申請内容に対する原子力規制委員会の審査結果に合理性があること	12
1 はじめに	12
2 設計基準対象施設の地盤の評価に関する審査概要	13
(1) 耐震重要施設の地盤の変位に係る参加人の申請内容	13
(2) 耐震重要施設の地盤の変位に係る原子力規制委員会の審査結果	15
(3) 小括	15
3 台場浜トレンチの破碎部（破碎帯）について	16
(1) 台場浜トレンチとは	16
(2) 設置許可基準規則3条3項の解釈	17
(3) 台場浜トレンチの破碎部についての審査内容	18
第3 結語	20

設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の地盤に係る規制は、設置許可基準規則（乙第113号証）3条及び38条に基づいてなされ、その適合性審査においては、規制基準に関連する内規としての地質審査ガイド（乙第45号証）を活用する（地質審査ガイドの位置づけについて、被告第23準備書面第1の2〔11及び12ページ〕参照）。被告は、地質審査ガイドの内容については被告第23準備書面第2（13ないし52ページ）において、その合理性については被告第24準備書面第1（8ないし24ページ）において、それぞれ主張した。

本準備書面は、地盤に係る規制の内容及びその合理性について必要な範囲で主張を補充した上で（後記第1）、その適合性の審査及び判断の過程が合理的であることを主張する（後記第2）。

なお、略語等の使用は、本準備書面で新たに用いるもののほか、従前の例による（本準備書面末尾に「略称語句使用一覧表」を添付する。）。

## 第1 設置許可基準規則における設計基準対象施設の地盤に係る規制の内容及び合理性（設置許可基準規則3条）

### 1 設置許可基準規則における地盤に係る規制の内容

#### (1) 設置許可基準規則3条1項の「支持」について

地震時における基礎地盤<sup>\*1</sup>に係る影響の内容としては、まず、建物・構築物の支持への影響が挙げられる。

建物・構築物の存在する地盤が脆弱であった場合には、地震時において、基礎地盤そのものに「すべり」が生じるおそれがある。また、建物・構築物との関係では、基礎地盤には、建物・構築物の重さを支える十分な「支持力」が必要である。さらに、建物・構築物の基礎底面<sup>\*2</sup>に、過度に大きな

\*1 建物及び構築物の基礎が設置される地盤のことをいう。

\*2 建物及び構築物の基礎の底面のことをいい、その下の地盤と接している。

「傾斜」が生じると、建物・構築物に内包される機器・配管系の安全機能への影響があり得る。

そこで、設置許可基準規則3条1項は、十分に支持することができる地盤に建物・構築物を設置することを求める趣旨で、「設計基準対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力（…耐震重要施設…にあつては、同条第三項に規定する基準地震動による地震力を含む。）が作用した場合においても当該設計基準対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。」と規定する。同項の「設計基準対象施設を十分に支持することができる」とは、設計基準対象施設（同規則2条2項7号）について、自重及び運転時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧<sup>\*3</sup>に対する十分な支持力を有する設計であることをいう。また、耐震重要施設については、上記に加え、基準地震動による地震力が作用することによって弱面上のずれ等が発生しないことを含め、基準地震動による地震力に対する支持性能が確保されていることを確認することが含まれる（設置許可基準規則の解釈別記1の1）。

このように、上記の基準は、設置許可基準規則4条に基づく耐震設計で用いる「基準地震動による地震力」が作用した場合における基礎地盤の支持性能を確保する要求となっている。そして、「基準地震動による地震力」に対する基礎地盤の安定性評価については、基礎地盤の「すべり」、基礎の支持力、基礎底面の傾斜の各評価項目について、「基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に係る審査ガイド」（以下「地盤ガイド」という。乙第171号証。）を活用するなどして、その評価の妥当性を確認することとなる（地盤ガイド4.1参照）。このうち、「基礎底面の傾斜」については、基準地震動に基づく動的解析の結果に基づいて求められた各建物及び構築物の基礎の最大不等

---

\*3 建物や構築物などの構造物と地盤が接する面に作用する単位面積当たりの荷重のこと。

沈下<sup>\*4</sup>量及び残留不等沈下量による傾斜が、一般建築物より厳しい「目安値」である、 $1/2000$ 以下<sup>\*5</sup>となる旨の評価をしていることを確認することとしている（地盤ガイド4.1(1)3）。同数値を「目安値」としている趣旨は、設置許可基準規則に基づく評価が基本設計段階<sup>\*6</sup>における評価であって、機器等の安全機能が重大な影響を受けないことについては、「機器、設備等の仕様が明らかになる詳細設計段階<sup>\*7</sup>において詳細に評価を行うこととなる」（同ガイド4.1(1)3）からである。（以上につき、乙第171号証）

なお、設置許可基準規則では、防潮堤等の津波防護施設についても、耐震重要施設に位置づけている（設置許可基準規則の解釈別記1の1及び同解釈別記2の2一）。これにより、防潮堤が津波襲来前に地震による液状化等によって津波防護機能を損なうおそれがないよう、地震と津波という関連性の深い自然現象を考慮した規制上の要求をしている。

## (2) 設置許可基準規則3条2項の「変形」について

地震時には、少なからず地盤の変形が生じ得るものであり、例えば、地震により建物・構築物の支持地盤に過度に大きな「傾斜」が生じると、前記(1)で述べた基礎底面の傾斜と同様に、建物・構築物に内包される機器・配管系の安全機能への影響があり得る。

このため、設置許可基準規則3条2項は、「耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければな

---

\*4 不等沈下とは、同一の基礎や構造物において発生する相対差のある沈下のことをいう。

\*5 傾斜が $1/2000$ とは、水平距離2000に対して高さが1の比率で傾斜していること。

\*6 設置（変更）許可の段階。

\*7 工事計画認可の段階。

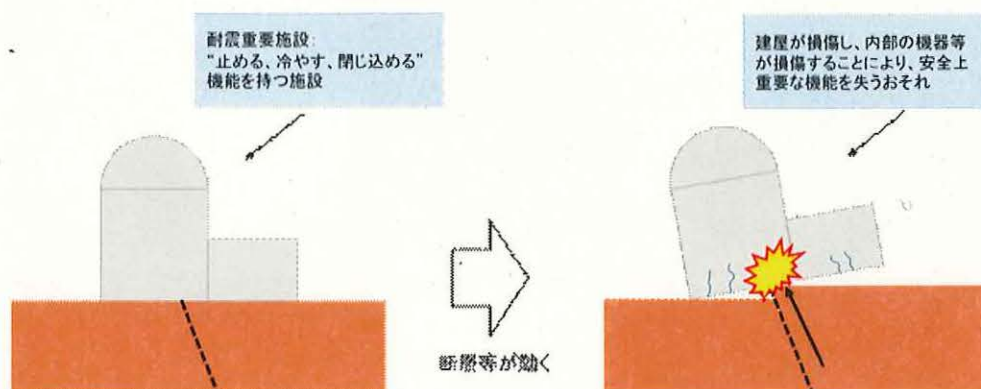
らない。」と規定する。同項の「変形」とは、地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の「傾斜」及び「撓<sup>たわ</sup>み」並びに地震発生に伴う建物・構築物間の「不等沈下」、 「液状化」及び「揺すり込み沈下<sup>\*8</sup>」等の周辺地盤の変状をいう（設置許可基準規則の解釈別記1の2）。

上記の基準の適合性審査においては、地震発生に伴う周辺地盤の変状による重要な安全機能を有する施設への影響や地殻変動による基礎地盤の変形の影響について一定の評価方針に沿って評価する必要があるところ、前記(1)と同様、地盤ガイドを用いるなどして、その評価の妥当性を確認することとなる（地盤ガイド4.2及び4.3参照）。

(3) 設置許可基準規則3条3項の「変位が生ずるおそれがない地盤」について

前記(1)及び(2)のほか、耐震重要施設の支持地盤に係る規制上の要求として、「変位」がある。

耐震重要施設の基礎地盤が、建物・構築物を十分に支持することができ（前記(1)）、地震時の変形も無視し得る程度であったとしても（前記(2)）、建物・構築物の基礎となる地盤に露出する断層等が動いた場合、そこに段差が生じるなどして、建物・構築物や内部の機器等が損傷するおそれがある（下図1参照）。



\*8 揺すり込み沈下とは、地震の揺れにより地盤を構成する土砂の堆積が圧縮すること等により、地盤や建物の基礎が沈下することをいう。

【図1 断層活動による地盤のずれ（乙第147号証・219ページ）】

このため、設置許可基準規則3条3項は、「耐震重要施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。」と規定する。

ア 「変位が生ずるおそれがない地盤に設け」ることについて

設置許可基準規則3条3項の「変位が生ずるおそれがない地盤に設け」とは、耐震重要施設が「将来活動する可能性のある断層等」（その詳細な意味は、後記イで詳述する。）の露頭<sup>9</sup>がある地盤に設置された場合、その断層等の活動によって安全機能に重大な影響を与えるおそれがあるため、当該施設を「将来活動する可能性のある断層等」の露頭がないことを確認した地盤に設置することをいう（設置許可基準規則の解釈別記1の3）。

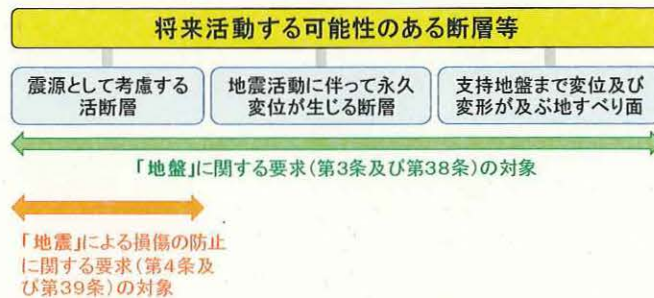
なお、設置許可基準規則3条3項は、「変位」については、「変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない」として、地盤が変位することを認めていない一方で、同条2項は、「変形」については、「変形した場合においても安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない」として、地盤の一定の変形を認めている。「変位」については、建物・構築物の安全性評価の前提となる断層が将来活動した際における地盤の変位量や、変位が生じた際に建物・構築物の基礎に作用する力の大きさを正確に把握する必要があるところ、設置許可基準規則の制定時において変位量等を予測することは困難と考えられたため、「変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない」とされたのである。もっとも、「変形」についても、あらゆる「変形」の下で建物・構築物の設計による対応が許容されるわけではなく、「変形」の程度（例えば、周辺地盤が基準地

<sup>9</sup> 「将来活動する可能性のある断層等」の露頭とは、将来活動する可能性のある断層等が表土に覆われずに直接露出している場所のこと。開削工事の結果、建物・構築物等の設置を予定していた地盤に現れたものも含む。

震動により液状化し基礎の支持性能に影響を及ぼすなど)によって、基礎地盤を変更するか、地盤改良が要求されることとなる。

#### イ 「将来活動する可能性のある断層等」について

設置許可基準規則3条3項は、「耐震重要施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。」と規定するところ、同項の「変位」とは、「将来活動する可能性のある断層等」が活動することにより、地盤に与えるずれをいう。そして、「将来活動する可能性のある断層等」とは、後期更新世以降(約12ないし13万年前以降)の活動が否定できない断層等をいい、「震源として考慮する活断層」のほか、「地震活動に伴って永久変位が生じる断層」に加え、「支持地盤まで変位及び変形が及ぶ地すべり面」が含まれる(以上につき、設置許可基準規則の解釈別記1の3)。



【図2 設置許可基準規則における将来活動する可能性のある断層等の位置づけ】

上記の「将来活動する可能性のある断層等」の認定に係る地質審査ガイド及び地質審査ガイドの解説の内容については、被告第23準備書面第2の2(3)(17ないし23ページ)において既に述べたとおりである。以下では、設置許可基準規則の解釈について補足する。

#### (7) 「将来活動する可能性のある断層等」の認定

「将来活動する可能性のある断層等」であるか否かの認定は、過去の断層活動の履歴に基づいて、これに該当するかどうかを判断して行う。



日本列島では、移動を続けるプレート（年間移動速度は数センチメートル）の影響を受けて、長年にわたって蓄積したひずみが解消される際に、地下で断層が動いて地震が発生するため、最近の地質時代に活動した断層は、近い将来も活動することが推定されるからである。また、プレート運動とは直接の関係がない断層運動、例えば重力による断層運動についても、過去に活動の履歴がある以上、同等の条件がそろえば将来も活動する可能性があると考えられる。

そして、「将来活動する可能性のある断層等」とは、上記のとおり、具体的には、後期更新世以降（約12ないし13万年前以降）の活動が否定できない断層等をいう（設置許可基準規則の解釈別記1の3）。

#### (イ) 「将来活動する可能性のある断層等」の年代

いわゆる活断層の定義については、昭和53年に取りまとめられた「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」においては、活動度を基に評価し、5万年（5万年前以降に活動したもの、又は再来期間〔活断層の活動間隔〕が5万年未満のもの）を活断層評価の目安としていたが、平成18年に改定された「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」（平成18年9月19日原子力安全委員会決定。平成18年耐震指針。甲第2号証及び乙第2号証。）においては、後期更新世以降（約12ないし13万年前以降）という地質年代で評価するよう改訂されている（乙第2号証1及び5(2)②・1及び4ページ、乙第172号証2(1)・5ページ）。

上記のように改訂された趣旨は、約12ないし13万年前には気候が温暖で、海面が現在よりも高い（若しくは同程度の）状態が続き、その間に海岸には平らな地形ができたことから、その地形に地震によるずれや変形があるかどうかを調べることにより、容易に活断層かどうかの判断ができると考えられたためである。そして、設置許可基準規則を策定

した時点でも、こうした考え方が科学的にも妥当であるため、「将来活動する可能性のある断層等」を定義するに当たって踏襲されたのである。

もっとも、評価対象となる断層の近傍において、必ずしも、約12ないし13万年前の地形面又は地層が存在していない場合もあり得る。これは、約12ないし13万年前に地層が堆積したが、後に水流等により浸食された、あるいは、そもそも約12ないし13万年前には地層が堆積するような環境（例えば海底など）ではなかったなど、様々な要因による。このように、約12ないし13万年前の地形面又は地層が欠如するなど、後期更新世以降の活動性が明確に判断できない場合には、約40万年前以降まで遡って地形、地質・地質構造及び応力場<sup>\*10</sup>等を総合的に検討した上で活動性を評価することになるため（設置許可基準規則の解釈別記1の3）、より古い地質年代まで遡って評価することとなる。すなわち、約12ないし13万年前の地形面又は地層が欠如する場合には、それよりも前の時代である中期更新世（約78万年前以降12ないし13万年前まで）のうち、最終間氷期より前の間氷期と対応する約40万年前以降の地層を用いて断層の活動時期を評価し、後期更新世以降（約12ないし13万年前以降）の活動を評価することとなる。

なお、断層の活動時期を評価する指標としては、約12ないし13万年前の地層を「上載層」とし、断層が当該「上載層」を変位・変形させていなければ、当該断層が約12ないし13万年前以降に活動していないと評価できる。ただし、浸食等により、評価指標として「上載層」を用いることができない場合もある。このような場合には、断層面と鉱物

---

\*10 応力とは、ある物体に対して外部から加えられた力（外力）に応じてその物体内部に生じる力、又はその単位面積当たりの力をいう。応力場とは、ここでは、地盤に対してどのような応力がかかっているのかを示すものをいう。

脈との接触関係が評価指標として有効となる場合があります（地質審査ガイド「I. 4. 1. 2. 3」〔解説〕(5)〔乙第45号証・13ページ〕参照），例えば，断層と約12ないし13万年前より前に形成された鉱物脈との関係から，後期更新世以降（約12ないし13万年前以降）の活動性を評価することができる（乙第147号証・224ページ，乙第173号証，乙第174号証・3ページ）。

(ウ) 「後期更新世以降（約12ないし13万年前以降）の活動が否定できない」の意味

設置許可基準規則の解釈別記1の3は，「将来活動する可能性のある断層等」を，「後期更新世以降（約12～13万年前以降）の活動が否定できない」ものとしている。このように，「活動が否定できない」ものと規定されたのは，仮に，「活動が認められる」と規定とした場合，調査によっても最新活動時期等のデータが得られなかったときに，「活動が認められる」とはいえないものとして，活断層として考慮対象外になってしまう懸念があったためである。

また，平成18年耐震指針の運用・解釈を明確にすることを目的として策定された，「発電用原子炉施設の耐震安全性に関する安全審査の手引き」（平成22年12月20日原子力安全委員会了承。甲第19号証の1。）では，耐震設計上考慮する活断層の認定に関して，調査手法として，変動地形学的調査，地表地質調査及び地球物理学的調査を挙げた上で，「いずれかの調査手法によって，耐震設計上考慮する活断層が存在する可能性が推定される場合は，他の手法の調査結果も考慮し，安全側の判断を行うこと。」（同号証・9ページ）と記載されており，飽くまで十分な調査が行われることを前提とした上で，いずれかの調査結果から，断層が後期更新世以降（約12ないし13万年前以降）に活動した可能性が推定される場合には，安全側の判断として，「活動が否定でき

ない」と評価されることになる。

設置許可基準規則も、この考え方を引き継いで策定されており、その趣旨を踏まえれば、「将来活動する可能性のある断層等」と評価されるのは、各種調査の結果、後期更新世以降の「活動が否定できない」場合であり、様々な調査を尽くした上で活動可能性が推定できないような場合には「将来活動する可能性のある断層等」と評価されるものではない。また、ある一つの調査手法からは活動性を示唆するとも解釈し得る場合には、変動地形学的調査、地表地質調査、地球物理学的調査等の複数の調査を組み合わせる中で、総合的に判断することとなる。(以上につき、乙第147号証・222ないし225ページ)

## 2 設置許可基準規則等における地盤に係る規制内容は合理的であること

前記1(3)で述べたとおり、設置許可基準規則3条3項は、地盤が変位することを認めないという、それ自体、保守的な要求を内容とするものであるから、設置許可基準規則等で定められている原子炉施設の地盤に係る規制内容は、最新の科学的・技術的知見を踏まえた安全面に十分に配慮した保守的なものであり、合理的な内容であるといえる。

## 第2 参加人の地盤に係る申請内容に対する原子力規制委員会の審査結果に合理性があること

### 1 はじめに

原子力規制委員会は、本件各原子炉施設に係る参加人の設置変更許可申請に対して、平成29年5月24日付けで設置変更許可（本件設置変更許可処分）をした。

上記許可に当たり原子力規制委員会は、参加人による設計基準対象施設の地盤に係る評価に関して、設置許可基準規則における規制の要求事項との適合性を審査し、これに適合するものであることを確認している。

以下では、参加人による設計基準対象施設の地盤の評価に係る申請内容、これに対する原子力規制委員会の審査結果及び同審査結果に合理性があることについて述べる。

なお、原告らは、本件各原子炉施設敷地内にあるF-6 破碎帯が「将来活動する可能性のある断層等」であることが否定できないため設置許可基準規則3条3項（地盤の変位）に違反する旨主張するのみであり、同規則3条1項（地盤の支持）及び同2項（地盤の変形）については何ら主張していないので（訴えの変更申立書2第2章第5の3・6及び7ページ）、以下では、特に必要がない限り、設置許可基準規則3条3項（地盤の変位）に係る審査結果についてのみ主張する。

## 2 設計基準対象施設の地盤の評価に関する審査概要

### (1) 耐震重要施設の地盤の変位に係る参加人の申請内容

参加人は、耐震重要施設を設置する地盤における破碎帯の活動性評価について、敷地における変動地形学的調査及び地表地質調査<sup>\*11</sup>結果に基づき、上載地層法<sup>\*12</sup>に加えて、破碎帯の構造観察及び多重逆解法を用いた活動ステージ<sup>\*13</sup>の検討等から、評価結果を以下のとおりとした。なお、前記1のとおり、原告らが主張するのはF-6 破碎帯の活動性についてのみであるが、以下では、耐震重要施設を設置する地盤に認められる他の破碎帯も含め、設置許可基準規則3条3項に係る申請内容全般について記載する。

#### ① 原子炉施設設置位置付近の地質・地質構造及び地盤について、各種調

\*11 地表に露出した地質を観察・計測すること等により行う地質調査のこと。

\*12 断層の活動性（活動した年代）について、その直上のどの地層・地形面まで変位・変形が及んでいるかに基づいて評価する方法のこと。被告第8準備書面第2の3(3)(14及び15ページ)参照。

\*13 破碎帯の活動時期を複数の活動期に分類したもの。本件各原子炉施設敷地周辺における複数の古応力場のうち、一つの応力場による断層の活動を「活動ステージ」と呼称している。

査を実施し、その結果、耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設を設置する地盤において認められる破碎帯（原子炉設置位置付近の破碎帯）として、連続性に乏しい破碎帯を除くと、F-1破碎帯ないしF-6破碎帯及びA破碎帯ないしE破碎帯の合計11条の破碎帯が確認された（乙第175号証・6-3-108ないし6-3-121ページ，乙第176号証・21及び22ページ）。これらの破碎帯の活動性を明確にするため、最も延長が長いF-6破碎帯を代表として（同号証・15ページ），詳細な検討を実施した（乙第175号証・6-3-127ないし6-3-130ページ，乙第176号証・22ないし77ページ）。

- ② F-6破碎帯は、山頂トレンチにおける破碎帯の条線及び切り切れ関係の構造観察並びに多重逆解法により古応力場<sup>\*14</sup>を求めて活動ステージの検討を実施した結果、4つの活動ステージに分類され（乙第176号証・60ないし68ページ），そのうち南側トレンチにおけるF-6破碎帯の最新活動ステージは、南側トレンチの大山最下部火山灰層（hpm1：約23万年前）の降灰層準を含む上載地層に変位・変形を及ぼしていないこと（同号証・70ないし73ページ）等から、少なくとも後期更新世以降の活動は認められない（乙第175号証・6-3-127ないし6-3-130ページ，乙第176号証・59ないし77ページ）<sup>\*15</sup>。

---

\*14 応力場とは、ある一定の応力分布によって表現される空間のことをいい、断層や褶曲を説明するときには、地層にどのような力が加わっているかを示す。応力場はプレートの運動に関係しており、長期的に見れば変化しているところ、現在ではなく昔あった応力場のことを、古応力場という。

\*15 本件各設置変更許可申請におけるF-6破碎帯の申請内容は、大飯破碎帯有識者会合における評価手法及び評価結果（乙第49号証，被告第8準備書面第2〔8ないし20ページ〕）を踏襲しており、基本的には変更がない。なお、破碎帯評価書（乙第49号証）は、被告第8準備書面第2の4（20ページ）において述べたとおり、最新のデータ等に基づいて、破碎帯評価に関連する各分野の専門家が、現在の科学技術水準を踏まえて総合的に検討した報告書である。

③ F-1 破砕帯ないし F-5 破砕帯及び A 破砕帯ないし E 破砕帯は、F-6 破砕帯と近接しており、同様の古応力場にあったものと考えられることから、多重逆解法によりそれぞれの破砕帯の活動ステージを検討した。その結果、F-6 破砕帯以外の破砕帯についても、F-6 破砕帯と同様の4つの活動ステージのいずれかに分類されたところ、南側トレンチにおける F-6 破砕帯の検討によって、最新の活動ステージは約 23 万年前よりも古いものであることが明らかとなったことから、F-6 破砕帯以外の破砕帯についても、少なくとも後期更新世以降の活動は認められない（乙第 175 号証・6-3-127 ないし 6-3-131 ページ、乙第 176 号証・84 ないし 92 ページ）。

④ 以上のことから、耐震重要施設設置位置付近に確認される合計 11 条の破砕帯は、「将来活動する可能性のある断層等」ではないと評価した（乙第 175 号証・6-3-131 及び 6-3-132 ページ、乙第 176 号証・94 及び 95 ページ）。

## (2) 耐震重要施設の地盤の変位に係る原子力規制委員会の審査結果

原子力規制委員会は、参加人が行った各種調査の結果、耐震重要施設を設置する地盤における断層の活動性評価手法等が適切であり、耐震重要施設設置位置に分布する断層は、「将来活動する可能性のある断層等」に該当せず、設置許可基準規則の解釈別記 1 の規定に適合していること及び地質審査ガイドを踏まえていることを確認した（乙第 81 号証・31 及び 32 ページ、乙第 177 号証・31 及び 32 ページ）。

## (3) 小括

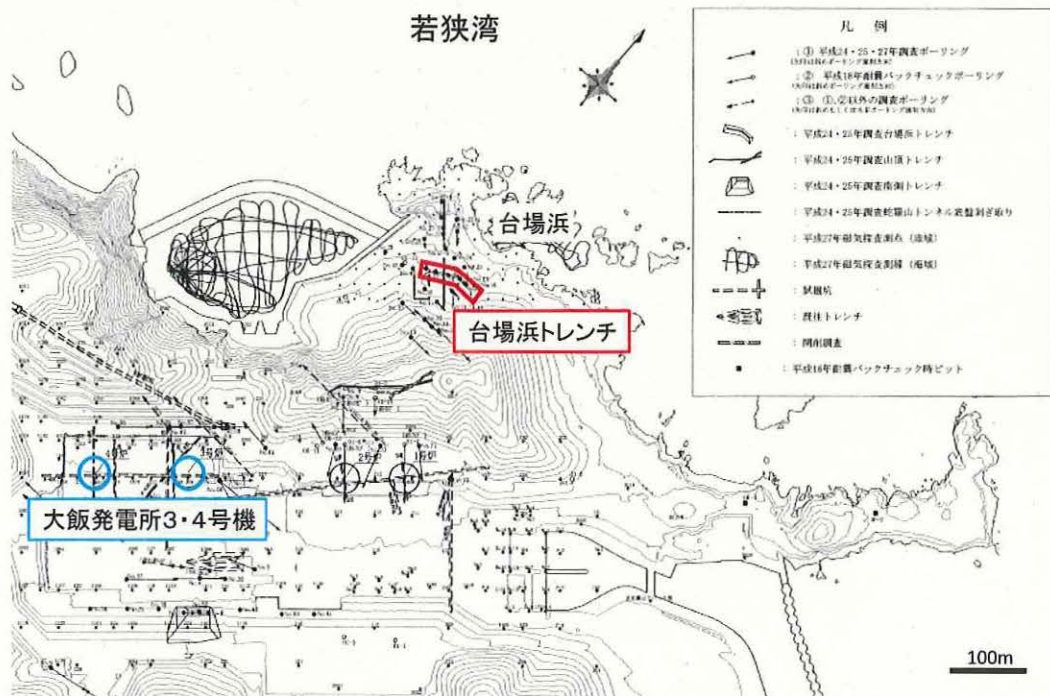
以上のとおり、原子力規制委員会は、参加人の耐震重要施設の地盤の変位に係る申請内容に対し、設置許可基準規則に適合し、地質審査ガイドを踏まえていることを適切に確認して審査しており、その審査結果には合理性が認められる。

### 3 台場浜トレンチの破砕部（破砕帯）について

被告は、被告第10準備書面第2の2（18及び19ページ）において、台場浜トレンチの破砕帯については、設置許可基準規則適合性審査の状況を踏まえて主張する予定であるとしていた。以下では、上記の審査結果を踏まえて、台場浜トレンチの破砕部（以下、本件設置変更許可処分審査書〔乙第81号証、乙第177号証〕の表記に合わせ、「破砕部」という。）について、被告の主張を補足する。

#### (1) 台場浜トレンチとは

台場浜は、本件各原子炉施設とは山を隔てたところに位置する敷地北部の海岸の名称である。台場浜トレンチは、その台場浜付近において掘削されたトレンチである（図3及び乙第176号証・100ページ参照）。台場浜トレンチにおいては、a、b及びcの破砕部が確認されている（同号証・101ページ）。



【図3 本件各原子炉施設敷地における台場浜トレンチの位置（乙第175号証・6-3-521ページ第3.4.1図を引用・加筆）】



## (2) 設置許可基準規則 3 条 3 項の解釈

設置許可基準規則 3 条 3 項は、「耐震重要施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。」と定めているが、その趣旨は、前記第 1 の 1 (3) のとおり、耐震重要施設の基礎となる地盤に露出する断層等が動いて段差が生じることにより、その段差（変位）によって建物・構築物や内部の機器等が損傷すること（前記図 1 のような事態が生ずること）を防止するためである。このような趣旨に照らすと、設置許可基準規則 3 条 3 項が対象とするのは、原子炉施設敷地内外に存在するあらゆる断層ではなく、耐震重要施設の直下の地盤に露出する断層に限られる。

そこで、設置許可基準規則の解釈別記 1 の 3 は、「第 3 条第 3 項…に規定する『変位が生ずるおそれがない地盤に設け』るとは、耐震重要施設が将来活動する可能性のある断層等の露頭がある地盤に設置された場合、その断層等の活動によって安全機能に重大な影響を与えるおそれがあるため、当該施設を将来活動する可能性のある断層等の露頭が無いことを確認した地盤に設置することをいう。」（乙第 1 1 3 号証・1 2 7 ページ。傍点は引用者。）と

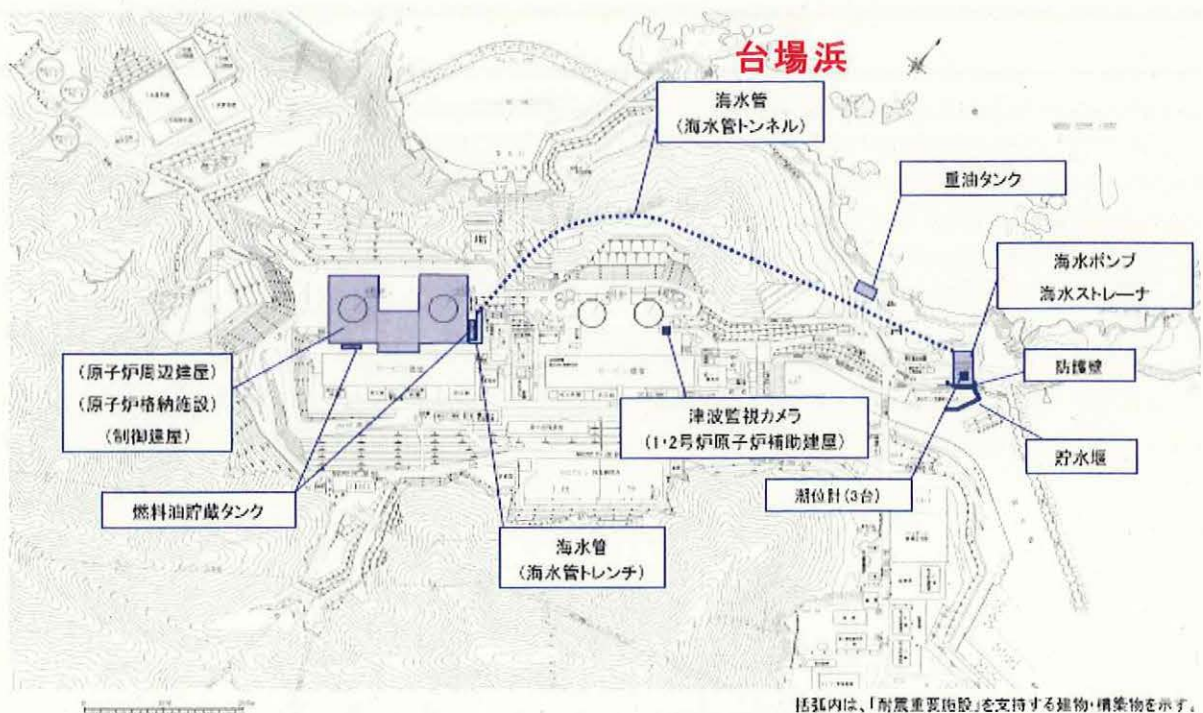
しているのである<sup>\*16</sup>。

### (3) 台場浜トレンチの破砕部についての審査内容

台場浜について見ると、同地点には、そもそも耐震重要施設が存在しておらず（図4及び乙第178号証・4ページ参照）、台場浜トレンチで認められた各破砕部は、耐震重要施設の直下に位置していない（乙第176号証・97ページ）。また、台場浜トレンチの各破砕部（a, b, c）は、平面分布の検討の結果、全て連続性が乏しいことが確認されていることから（同号証・122ないし132ページ）、南方へ延長していくことにより耐震重要施設が設置されている地盤の直下まで至るといってもない。

---

\*16 なお、この点について原告らは、敷地内及び敷地極近傍に「将来活動する可能性のある断層等」の露頭が存在する場合には、当該断層についての合理的な説明を行い、「将来活動する可能性のある断層等」が耐震重要施設の直下になくとも近傍にある場合には、地盤ガイドに基づいて、地殻の広域的な隆起、沈降等を含めた調査や、基礎地盤の傾斜や撓みによる影響の評価がなされていなければ、規則3条3項に違反するとの趣旨の主張もするが（原告ら第6準備書面第3の2(5)イ・23ページ）、そのような地盤の「変形」（傾斜及び撓〔たわ〕みを含む）による影響の評価は、前記第1の1(2)のとおり3条2項が要求しており、これを受けて地盤ガイド（乙第171号証）にも地盤の変形に係る確認事項が記載されている。原告らによる上記主張は、「変位」と「変形」を混同した前提を誤認した見解にすぎず、失当である。



括弧内は、「耐震重要施設」を支持する建物・構築物を示す。

【図4 本件各原子炉施設敷地における耐震重要施設の位置図（乙第178号証・4ページを引用・一部加筆）】

つまり、台場浜トレンチの破碎部は、同破碎部が「将来活動する可能性のある断層等」であるか否かを検討するまでもなく、そもそもその直上に耐震重要施設が存在しないのであるから、同破碎部の変位によって同施設が損傷するという事象自体が生じ得ないのである。したがって、台場浜トレンチの破碎部は、そもそも、設置許可基準規則3条3項が対象とする断層（破碎帯・破碎部）ではない。

そのため、参加人は、本件各設置変更許可申請では、前記2(1)①のとおり、「将来活動する可能性のある断層等」であるか否かの検討を行う対象である「耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設を設置する地盤に認められる破碎帯（原子炉設置位置付近の破碎帯）」に、台場浜トレンチの破碎部を含めていない（乙第175号証・6-3-121ページ〔2ないし9行目〕、乙第176号証・22ページ）。そして、原子力規制委員会も、審査会合において

耐震重要施設等と敷地内破碎帯との位置関係（乙第176号証・21ページ、乙第178号証・4ページ等）を確認した上で、耐震重要施設等の直下にあるのは前記2(1)①に挙げた合計11条の破碎帯（乙第176号証・79ページ）であるとの前提のもと、同規則3条3項の審査に当たっては、台場浜トレンチの破碎部を評価の対象としないで、申請内容が設置許可基準規則の解釈別記1の規定に適合していること及び地質審査ガイドを踏まえた適切なものであることを確認している（乙第81号証・31及び32ページ、乙第177号証・31及び32ページ）<sup>\*17</sup>。

### 第3 結語

以上のとおり、本件各原子炉施設に係る参加人の設置変更許可申請に対してなされた本件設置変更許可処分に際して、原子力規制委員会による設計基準対象施設の地盤の評価に関する審査は適切に行われた。

そのほか、原告らによる、本件各原子炉施設敷地内のF-6破碎帯が「将来活動する可能性のある断層等」であることが否定できないなどとの主張（訴え変更申立書第2章第4、原告ら準備書面(6)第3、原告ら準備書面(10)第1、原告ら準備書面(13)第2、訴えの変更申立書2第2章第5の3）については、被告第8準備書面及び被告第10準備書面第2において既に反論したとおり、

---

\*17 なお、台場浜トレンチの破碎帯が、変位によって耐震重要施設に損傷を与えるものではなくとも、仮に「震源として考慮する活断層」であった場合には、設置許可基準規則4条（地震による損傷の防止）の適合性の観点から、基準地震動の策定に当たって考慮されることになる。このため、参加人は、同破碎帯が「震源として考慮する活断層」ではないと評価される旨を本件各設置変更許可申請において示しており（乙第175号証・6-3-108ないし6-3-110ページ）、規制委員会もその申請内容が同規則解釈別記2の規定に適合していることを確認している（乙第81号証・13及び14ページ、乙第177号証・13及び14ページ）。

理由がない。

以上

略称語句使用一覧表

事件名 大阪地方裁判所平成24年(行ウ)第117号  
 発電所運転停止命令義務付け請求事件  
 原告 134名  
 被告 国  
 参加人 関西電力株式会社

略称	基本用語	使用書面	ページ	備考
<b>数字</b>				
2号要件	その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること(改正原子炉等規制法43条の3の6第1項2号)	第4準備書面	21	
3号要件	その者に重大事故(発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。第43条の3の22第1項において同じ。)の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること(改正原子炉等規制法43条の3の6第1項3号)	第4準備書面	22	
4号要件	発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること(改正原子炉等規制法43条の3の6第1項4号)	第4準備書面	20	
7月27日規制委員会資料	平成28年7月27日原子力規制委員会資料「大飯発電所の地震動に係る試算の過程等について」	第15準備書面	11	
<b>英字</b>				
(a)ルート	「壇ほか式」(レシピ(12)式)とレシピ(13)式を用いてアスペリティ面積比を求める手順であり、 $M_0$ からスタートし、加速度震源スペクトル短周期レベルA、(13)式を経て、アスペリティの総面積 $S_a$ へと至る実線矢印のルート	第19準備書面	33	
(b)ルート	地震モーメントの増大に伴ってアスペリティ面積比が増大となる場合に、地震モーメント $M_0$ や短周期レベルAに基づきアスペリティ面積比等を求めるのではなく、「長大な断層」と付記された破線の矢印のとおり、アスペリティ面積比を約0.22の固定値に設定するルート	第19準備書面	33	
ICRP	国際放射線防護委員会	第2準備書面	28	
Lsub	震源断層の長さ	第16準備書面	23	

PRA	確率論的リスク評価	第17準備書面	24	
Somerville規範	「Somerville et al.(1999)」において示されたトリミングの規範	第16準備書面	41	
SRCMOD	Finite-Source Rupture Model Database	第19準備書面	43	Z86
S波速度	せん断波速度	第24準備書面	25	
<b>あ</b>				
安全審査指針類	第4準備書面別紙3に列記する原子力安全委員会(その前身としての原子力委員会を含む。)が策定してきた各指針	第4準備書面	29	
安全設計審査指針	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針(平成2年8月30日原子力安全委員会決定)	第1準備書面	13	Z4
安全評価上の設定時間	設置許可申請書添付書類第八の様式及び添付書類十における運転時の異常な過渡変化及び事故の評価で設定した時間(「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈について」における「適切な値をとるような速度」についての解説部分より)	答弁書	23	Z3
安全評価審査指針	発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針(平成2年8月30日原子力安全委員会決定)	第1準備書面	19	Z20
安全余裕検討部会	制御棒挿入に係る安全余裕検討部	第1準備書面	34	
<b>い</b>				
伊方最高裁判決	最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決(民集46巻7号1174)	第1準備書面	10	
入倉ほか(1993)	入倉孝次郎ほか「地震断層のすべり変位量の空間分布の検討」	第18準備書面	9	甲151
入倉ほか(2017)	Applicability of source scaling relations for crustal earthquakes to estimation of the ground motions of the 2016 Kumamoto earthquake	第22準備書面	9	Z75
入倉(2014)	入倉孝次郎=宮腰研=釜江「強震動記録を用いた震源インバージョンに基づく国内の内陸地殻内地震の震源パラメータのスケーリング則の再検討」	第9準備書面	25	Z57
入倉・三宅(2001)	入倉孝次郎氏及び三宅弘恵氏が執筆した論文である「シナリオ地震の強震動予測」	第9準備書面	6	甲96
入倉氏	入倉孝次郎氏	第16準備書面	34	
<b>う</b>				
訴え変更申立書	原告らの平成25年9月19日付け訴えの変更申立書	第3準備書面	4	
訴えの変更申立書2	原告らの平成29年9月21日付け訴えの変更申立書	平成29年12月25日付け訴えの変更申立てに対する答弁書	5	
<b>お</b>				
大飯破砕帯有識者会合	原子力規制委員会における大飯発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合	第3準備書面	26	
大飯発電所3号炉	関西電力大飯発電所3号原子炉	答弁書	4	
大飯発電所4号炉	関西電力大飯発電所4号原子炉	答弁書	4	

小田急大法廷判決	最高裁判所平成17年12月7日大法廷判決(民集59巻10号2645ページ)	第2準備書面	9	
か				
改正原子炉等規制法	原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)附則17条の施行後の核原料物質, 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第1準備書面	24	第4準備書面で基本用語を変更
改正原子炉等規制法	原子力規制委員会設置法附則18条による改正法施行後の核原料物質, 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 ※なお, 平成24年改正前原子炉等規制法と改正原子炉等規制法を特段区別しない場合には, 単に「原子炉等規制法」という。	第4準備書面	5	第1準備書面から基本用語を変更
解析値	解析によって求められた値	第21準備書面	46	
片岡ほか(2006)	片岡正次郎氏らが執筆した論文である「短周期レベルをパラメータとした地震動強さの距離減衰式」	第16準備書面	9	甲157
関西電力	関西電力株式会社	答弁書	4	
き				
菊地ほか(1999)	菊地正幸ほか「1948年福井地震の震源パラメーター」	第20準備書面	23	Z97
菊地ほか(2003)	Kikuchi et al.(2003)	第19準備書面	43	Z91
技術基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年6月28日付け原子力規制委員会規則第6号)	第3準備書面	5	
技術基準規則の解釈	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈(平成25年6月19日原規技発第1306194号原子力規制委員会決定)	第5準備書面	8	Z46
技術基準適合命令	経済産業大臣が, 電気事業法40条に基づき, 事業用電気工作物が技術基準に適合していないと認めるときにする, 事業用電気工作物の修理, 改造, 移転, 使用の一時停止, 使用の制限等の命令	答弁書	10	
技術的能力審査基準	実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準(平成25年6月19日原規技発第1306197号原子力規制委員会決定)	第10準備書面	7	Z59
基準地震動	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置, 構造及び設備の基準に関する規則4条3項に規定する基準地震動	第5準備書面	13	
基準地震動による地震力	耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力	第5準備書面	16	
基準津波	設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波	第5準備書面	28	
基本震源モデル	震源特性パラメータを設定したモデル	第9準備書面	11	
旧F-6破砕帯	昭和62年の本件各原子炉の設置許可申請時に推定されていたF-6破	第8準備書面	5	
九州電力	九州電力株式会社	第19準備書面	30	



旧耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針について(昭和56年7月原子力安全委員会決定)	第1準備書面	14	
強震動予測レシピア	推本による「震源断層を特定した地震の強震動予測手法」	第16準備書面	10	
行訴法	行政事件訴訟法	答弁書	4	
け				
原告ら準備書面(1)	原告らの平成24年10月16日付け準備書面(1)	第1準備書面	5	
原告ら準備書面(2)	原告らの平成24年12月25日付け準備書面(2)	第2準備書面	4	
原告ら準備書面(5)	原告らの平成26年3月5日付け準備書面(5)	第9準備書面	6	
原告ら準備書面(6)	原告らの平成26年6月3日付け準備書面(6)	第6準備書面	4	
原告ら準備書面(7)	原告らの平成26年9月9日付け準備書面(7)	第7準備書面	5	
原告ら準備書面(8)	原告らの平成26年12月10日付け準備書面(8)	第9準備書面	6	
原告ら準備書面(9)	原告らの平成27年3月12日付け準備書面(9)	第10準備書面	6	
原告ら準備書面(10)	原告らの平成27年6月17日付け準備書面(10)	第10準備書面	6	
原告ら準備書面(11)	原告らの平成27年6月23日付け準備書面(11)	第10準備書面	6	
原告ら準備書面(12)	原告らの平成27年9月11日付け準備書面(12)	第11準備書面	5	
原告ら準備書面(13)	原告らの平成27年12月14日付け準備書面(13)	第12準備書面	5	
原告ら準備書面(14)	原告らの平成28年3月17日付け準備書面(14)	第13準備書面	5	
原告ら準備書面(15)	原告らの平成28年6月10日付け準備書面(15)	第14準備書面	5	
原告ら準備書面(16)	原告らの平成28年9月9日付け準備書面(16)	第15準備書面	5	
原告ら準備書面(17)	原告らの平成28年9月20日付け準備書面(17)	第15準備書面	5	
原告ら準備書面(18)	原告らの平成28年12月16日付け準備書面(18)	第16準備書面	8	
原告ら準備書面(19)	原告らの平成29年3月17日付け準備書面(19)	第17準備書面	7	
原告ら準備書面(20)	原告らの平成29年7月3日付け準備書面(20)	第18準備書面	6	
原告ら準備書面(21)	原告らの平成29年9月21日付け準備書面(21)	第20準備書面	7	
原告ら準備書面(22)	原告らの平成29年12月18日付け準備書面(22)	第20準備書面	7	
原告ら準備書面(23)	原告らの平成30年3月12日付け準備書面(23)	第21準備書面	10	
原告ら準備書面(24)	原告らの平成30年6月11日付け準備書面(24)	第28準備書面	5	
原告ら準備書面(29)	原告らの平成31年3月18日付け準備書面(29)	第28準備書面	17	
現状評価会合	大飯発電所3、4号機の現状に関する評価会合	第3準備書面	6	
現状評価書	平成25年7月3日付け「関西電力(株)大飯発電所3号機及び4号機の現状評価書」	第3準備書面	6	Z35
原子力規制委員会等	原子力規制委員会及び経済産業大	第1準備書面	5	

原子力災害対策重点区域	住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うため、重点的に原子力災害に特有な対策が講じられる区域	第2準備書面	18	
原子力発電工作物	電気事業法における原子力を原動力とする発電用の電気工作物	第4準備書面	18	
原子力利用	原子力の研究、開発及び利用	第4準備書面	5	
原子炉格納容器の破損等	炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷	第17準備書面	33	
原子炉施設等基準検討チーム	原子炉設置許可の基準を検討するための発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム(発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チームと改称)	第28準備書面	8	
原子炉制御系統	原子炉の通常運転時に反応度を調整する機器及び設備	第5準備書面	34	
原子炉設置(変更)許可	原子炉設置許可及び原子炉設置変更許可	第4準備書面	20	
原子炉停止系統	原子炉の通常運転状態を超えるような異常な事態において原子炉を未臨界に移行し、及び未臨界を維持するために原子炉を停止する機能を有する機器及び設備	第5準備書面	34	
原子炉等規制法	平成24年法律第47号による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	答弁書	4	第3準備書面で略称を変更
こ				
広域地下構造調査(概査)	地震発生層を含む地震基盤から解放基盤までを対象とした地下構造調査	第23準備書面	50	
後段規制	段階的規制のうち、設計及び工事の方法の認可以降の規制	答弁書	7	
国会事故調報告書	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会・国会事故調報告書	第3準備書面	21	
さ				
佐賀地裁決定	玄海原子力発電所3・4号機再稼働差止仮処分申立事件に係る佐賀地方裁判所平成29年6月13日決定	第21準備書面	37	乙108
佐藤(2010)	佐藤智美氏による「逆断層と横ずれ断層の違いを考慮した日本の地殻内地震の短周期レベルのスケージング則」	第21準備書面	30	乙104
佐藤・堤(2012)	佐藤智美氏及び堤英明氏による「2011年福島県浜通り付近の正断層の地震の短周期レベルと伝播経路・地盤増幅特性」	第21準備書面	30	乙105
参加人準備書面(1)	参加人の平成30年6月6日付け準備書面(1)	第24準備書面	29	
し				
敷地近傍地下構造調査(精査)	地震基盤から表層までを対象とした地下構造調査	第23準備書面	50	
四国電力	四国電力株式会社	第21準備書面	14	
事故防止対策	自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた事故の防止対策	第5準備書面	6	
地震等基準検討チーム	断層モデルを用いた手法による地震動評価に関する専門家を含めた発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる規制基準に関する検討チーム	第9準備書面	18	

地震等検討小委員会	地震・津波関連指針等検討小委員	第24準備書面	9	乙117
地震動審査ガイド	基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド(平成25年6月19日原管地発第1306192号原子力規制委員会決定)	第9準備書面	11	乙52
実用発電用原子炉施設	実用発電用原子炉及びその附属施設	答弁書	5	
実用炉設置許可基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	第4準備書面	30	
実用炉則	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年12月28日通商産業省令第77号)	第4準備書面	20	
地盤ガイド	基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に係る審査ガイド	第29準備書面	4	乙171
島崎氏	島崎邦彦氏	第10準備書面	6	
島崎証言	名古屋高等裁判所金沢支部に係属する事件での島崎氏の証言内容	第19準備書面	10	甲168
島崎提言	島崎氏が執筆した論文である「最大クラスではない日本海『最大クラス』の津波」における島崎氏の提言	第16準備書面	33	甲152
島崎発表	島崎邦彦氏の発表	第10準備書面	6	
重大事故	炉心等の著しい損傷に至る事故	第5準備書面	5	
重大事故等	重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故	第5準備書面	7	
重大事故等対策	重大事故の発生防止対策及び重大事故の拡大防止対策	第5準備書面	6	
重大事故の拡大防止対策	重大事故が発生した場合における自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた大量の放射性物質が敷地外部に放出される事態を防止するための安全確保対策	第5準備書面	6	
重大事故の発生防止対策	重大事故に至るおそれがある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)が発生した場合における自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた炉心等の著しい損傷を防止するための安全確保対策	第5準備書面	6	
常設重大事故緩和設備	重大事故緩和設備のうち常設のもの	第23準備書面	11	
常設重大事故防止設備	重大事故防止設備のうち常設のもの	第23準備書面	10	
常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	第23準備書面	10	
使用停止等処分	改正原子炉等規制法43条の3の23が規定する、発電用原子炉施設の位置、構造若しくは設備が同法43条の3の6第1項4号の基準に適合していないと認めるとき、発電用原子炉施設が同法43条の3の14の技術上の基準に適合していないと認めるときに、原子力規制委員会が、原子炉設置者に対し、当該発電用原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、発電用原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずる処分	第1準備書面	26	

省令62号	発電用原子炉設備に関する技術基準を定める省令(昭和40年6月15日通商産業省令第62号)	答弁書	7	
省令62号の解釈	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈について	第3準備書面	19	甲56
新F-6破砕帯	大飯破砕帯有識者会合において確認された旧F-6破砕帯とは異なる位置を通過する新たな破砕帯	第8準備書面	5	
新規制基準	設置許可基準規則及び技術基準規則等(同規則の解釈やガイドも含む)	第3準備書面	6	第4準備書面別紙参照
審査基準等	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に関する審査基準等	第4準備書面	28	
審査書案	関西電力株式会社大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書(3号及び4号発電用原子炉施設の変更)に関する審査書(案)(平成29年2月22日原子力規制委員会)	第17準備書面	7	甲164
新耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(平成18年9月19日原子力安全委員会決定)	第1準備書面	10	乙2。答弁書から略称を変更。
<b>す</b>				
推本	地震調査研究推進本部	第9準備書面	11	
推本長期評価手法報告書	推本による『「活断層の長期評価手法」報告書(暫定版)』(平成22年11月)	第23準備書面	23	乙115
推本レシピ	震源断層を特定した地震の強震動予測手法(レシピ)(平成21年12月21日改訂)	第3準備書面	14	乙36・73・87
<b>せ</b>				
設置許可基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年6月28日付け原子力規制委員会規則第5号)	第3準備書面	4	
設置許可基準規則51条等	設置許可基準規則51条及び技術的能力審査基準II 1. 8項	第28準備書面	14	
設置許可基準規則の解釈	実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈(平成25年6月19日原規技発第1306193号原子力規制委員会決定)	第5準備書面	7	乙44・113
設置法	原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)	第4準備書面	5	
<b>そ</b>				
訴訟要件①	処分権限	答弁書	5	
訴訟要件③	i 損害の重大性, ii 補充性	答弁書	5	
訴訟要件④	原告適格	答弁書	5	
<b>た</b>				
第2ステージ	$M_0$ (地震モーメント) $>7.5E+18N\cdot m$	第21準備書面	44	
耐震安全性評価に対する見解	「耐震設計審査指針の改訂に伴う関西電力株式会社 美浜発電所1号機、高浜発電所3、4号機、大飯発電所3号機、4号機 耐震安全性に係る評価について(基準地震動の策定及び主要な施設の耐震安全性評価)」に対する見解	第1準備書面	30	乙23

耐震重要施設	設計基準対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの	第23準備書面	9	
耐震設計工認審査ガイド	耐震設計に係る工認審査ガイド(平成25年6月19日原管地発第1306195号原子力規制委員会決定)	第5準備書面	8	乙47
耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(平成18年9月19日原子力安全委員会決定)	答弁書	20	第1準備書面で略称を変更
武村(1998)	武村雅之氏が執筆した論文である「日本列島における地殻内地震のスケーリング則—地震断層の影響および地震被害との関連—」	第9準備書面	6	甲97
武村式+片岡ほか式手法	原告らが主張する「壇ほか式」を「片岡ほか式」に置き換えた手法	第21準備書面	33	
田島ほか(2013)	田島礼子氏ほかによる「内陸地殻内および沈み込みプレート境界で発生する巨大地震の震源パラメータに関するスケーリング則の比較研究」	第21準備書面	30	乙106
短周期レベル	短周期領域における加速度震源スペクトルのレベル	第16準備書面	8	
壇ほか(2001)	壇一男氏、渡辺基史氏、佐藤俊明氏及び石井透氏が執筆した論文である「断層の非一様すべり破壊モデルから算定される短周期レベルと半経験的波形合成法による強震動予測のための震源断層モデル化」	第16準備書面	9	甲163
ち				
地質審査ガイド	敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド(平成25年6月19日原管地発第1306191号原子力規制委員会決定)	第5準備書面	7	乙45
つ				
津波ガイド	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド(平成25年6月19日原管地発第1306193号原子力規制委員会決定)	第26準備書面	23	乙148
と				
東京電力	東京電力株式会社	第16準備書面	28	
ね				
燃料体	発電用原子炉施設の燃料として使用する核燃料物質	第4準備書面	25	
は				
破砕帯評価書	平成26年2月12付け「関西電力株式会社大飯発電所の敷地内破砕帯評価について」	第8準備書面	5	乙49
破砕部	台場浜トレンチの破砕帯(本件設置変更許可処分の審査書の表記に合わせるもの)	第29準備書面	16	
発電用原子炉設置者	原子力規制委員会の発電用原子炉の設置許可を受けた者	第4準備書面	6	
ひ				
評価書案	関西電力株式会社 大飯発電所の敷地内破砕帯の評価について(案)	第3準備書面	32	乙39
ふ				
福井地裁平成27年仮処分決定	福井地方裁判所平成27年4月14日決定	第20準備書面	15	甲138

福島第一原発事故	平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故	第24準備書面	9	
福島第一発電所	東京電力株式会社福島第一原子力発電所	第4準備書面	13	
へ				
平成17年5号内規	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈について(平成17年12月15日原院発第5号)	第1準備書面	18	乙19
平成18年耐震指針	平成18年改正後の耐震設計審査指針(平成18年9月19日原子力安全委員会決定)	第24準備書面	9	甲2 乙2
平成24年改正前原子炉等規制法	平成24年法律第47号による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第3準備書面	8	答弁書から略称を変更
平成24年審査基準	平成24年9月19日付けの審査基準	第4準備書面	29	
平成25年審査基準	平成25年6月19日付けの審査基準	第4準備書面	29	
ほ				
本件各原子炉	大飯発電所3号炉及び4号炉	答弁書	4	
本件各原子炉施設	本件各原子炉及びその付属施設	答弁書	4	
本件各設置変更許可申請	関西電力が平成25年7月8日付けでした本件各原子炉についての設置変更許可申請	第8準備書面	9	
本件シミュレーション	平成24年10月24日付けで原子力規制委員会が公表した原子力発電所の事故時における放射性物質拡散シミュレーション	第2準備書面	6	
本件設置変更許可処分	原子力規制委員会による平成29年5月24日付け本件各原子炉施設の設置変更許可処分	平成29年12月25日付け訴えの変更申立てに対する答弁書	5	
本件適合性審査	本件各設置変更許可申請に係る設置許可基準規則等への適合性審査	第24準備書面	8	
み				
宮腰ほか(2015)	宮腰研氏らが執筆した論文である「強震動記録を用いた震源インバージョンに基づく国内の内陸地殻内地震の震源パラメータのスケールリング則の再検討」	第16準備書面	24	乙61
宮腰ほか(2015)正誤表	宮腰ほか(2015)(乙61)の表6の一部についての正誤表	第18準備書面	12	乙85
も				
もんじゅ最高裁判決	最高裁判所平成4年9月22日第三小法廷判決(民集46巻6号571ページ)	第3準備書面	8	
や				
山形調整官	山形浩史・重大事故対策基準統括調整官(当時)	第28準備書面	9	
ゆ				
有効性評価ガイド	実用発電用原子炉に係る炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策の有効性評価に関する審査ガイド(平成25年6月19日原規技発第13061915号原子力規制委員会決定)	第17準備書面	27	乙80
れ				
レシピ解説書	震源断層を特定した地震の強震動予測手法(「レシピ」)の解説	第27準備書面	8	乙155

ろ				
炉心	発電用原子炉の炉心	第7準備書面	19	
炉心等の著しい損傷	発電用原子炉の炉心の著しい損傷 若しくは核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷	第5準備書面	5	